

《特集》改憲——レジームチェンジ

安倍「壊憲」政権の政治的「手口」 ——それはすでに「ナチス」ばりである

天野恵一

①麻生「ナチスに学べ」発言

語るに落ちる、とは文字通り、このことである。もちろん麻生太郎副総理兼財務相による七月二十九日の改憲と国防軍の設置などを提言する公益財団法人「国家基本問題研究所」（櫻井よしこ理事長）の講演での「ナチスに学べ」発言である。後にテレビにも流されたものだ。まず新聞に紹介されている「発言要旨」を引く。

「日本が今置かれている国際情勢は、憲法ができたころとはまったく違う。護憲と叫んで平和が来ると思ったら大間違いだ。改憲の目的は国家の安定と安寧だ。改憲は単なる手段だ。騒々しい中で決めてほしくない。落ち着いて、われわれを取り巻く環境は何なのか、状況をよく見た世論の上に憲法改正は成し遂げられるべきだ。そうしないとまぢがったものになりかねない。／ドイツのヒトラーは、民主主義により、きちんとした議会で多数を握って出てきた選挙で選ばれた。ドイツ国民はヒトラーを選んだ。ワイマール憲法という当時ヨーロッパで最も進んだ憲法（の下）で

出てきた。憲法が良くてもそういったことはありうる」。

ここまでは、それなりにいつていることが理解できないわけではない。ドイツ国民は、「良い」ワイマール憲法下の選挙でヒトラーを多数派に選んでしまった、というのは歴史的事実である。「平和（人権）」憲法下で、日本国民は、「安倍—麻生」自民党政権を選んでしまったのと同様に確かに「そういったことはありうる」のだ（もちろんヒトラーが首相になったのは大統領指名であるが）。

ここまでは、ナチス（ヒトラー）政権と自分の政権を肯定的に一体化しているわけではない。さて、ここからが問題である。

「憲法の話を狂騒の中でやってほしくない。靖国神社の話にしても静かに参拝すべきだ。国のために命を投げ出してくれた人に敬意と感謝の念を払わない方がおかしい。静かにお参りすればいい。何も戦争に負けた日だけに行くこととはない。／『静かにやるうや』ということで、ワイマール憲法はいつの間に変っていた。誰も気が付かない間に変わった。あの手口を学んだらどうか。僕は民主主義を否定

するつもりもまったくない。しかし、喧騒（けんそう）の中で決めないでほしい」（傍点引用者）。

このくだりでは、麻生はまちがいなくナチス（ヒトラー）政権と一体化し、自分たちも、その犯罪的手口に学ぶべきだと主張している。主体の位置づけが大きく転換した麻生らしい支離滅裂な主張ではあるが、後半の方が、彼が主張したい本音がストレートに表現されている。こちらが「語るに落ちた」部分であることはまちがいあるまい。

侵略戦争を歴史的に正当化している「靖国神社」。そこに人びとをその戦争に強制的に「動員」した（死を強いた）主体である国家（権力）の側の人間が、その死者を国の「英霊」としてたたえるために「参拝」してみせる儀礼。かつて侵略された地域の人びとが、そして「日本」の民衆が、その無責任な政治姿勢（国家儀礼）に抗議の声を上げるのは、あたりまえのことである。ところが麻生にとって、そうした声は、「狂騒」であり、「喧騒」にすぎないのだ。「静かに」「気付かない」うちに變えてしまう手口に学ぼうという主張は、権力者に都合の悪い批判の声が大きくなるらないうちに、ナチス（ヒトラー）のようにうまくだまして變えてしまおう、という主張である（麻生にとつてはナチスの手口が本当のところ「静か」であったかどうかという歴史的事実など、どうでもいいことなのだ）。ファシストに都合いい権力を憲法の理念を無視して、うまくつくりだした「手口」に学ぶことが大切なのである。

彼は「民主主義を否定するつもりはない」などと語ってはいるが、民主主義全面否定の独裁政治への願望が、実は、あからさまに表現されているのだ。

安倍政権の応援団である『産経新聞』の社説（八月三日の「麻生氏失言」）は「発言の全文を読めば、麻生氏にナチスを正当化する意図がないことは明らかだ。しかし『学んだらどうか』といった、ナチスの行為を肯定すると受け取られかねない表現を用いたのはあまりに稚拙だった」などとうまくない表現一般に流しこんで弁護してみせているが、ナチスの独裁的、暴力的、欺瞞的「手口」を正当化し、それにこそ学ぼうと呼びかけているのは、あまりにも明白ではないか。この「社説」のタイトルは「改憲論への影響を避けよ」であることによく示されているように「壊憲」キャンペーンを持続してきた。このメディアは、この発言が「壊憲」へのブレーキになることを心配して、このような「政治主義」的解釈をしてみせているのだ（その点は麻生「ナチス発言」への安倍ら自民党リーダーたちのコメントに共通している）。しかし、その『産経』ですら、こう語っている。「麻生発言の誤りはナチス政権がワイマール憲法を改正し、新たな憲法を制定したかのように理解していることだが、そのような史実はないことも指摘しておきたい。ナチスは一九三三年、暴力を背景に、ドイツ国会に置いて全権委任法を成立させ、ワイマール憲法を死文化させて独裁につなげたのである」。こんな具合に史実についてはふ

れているのだ。

ドイツ共産党が国会に放火したという事件を、自分でつち上げたあげく、暴力的に「全権委任法」を成立させて、ワイマール憲法を死文化させて独裁につなげたことはまちがいない。麻生は、ドイツのそうした具体的な歴史については、よく知らない人物であることは明らかである。しかし、巧みなデマゴギーの操作で、うまくナチスがヒトラー独裁体制をつくりだしたという点は、よく認識していたのである。安倍—麻生自民党政権の「壊憲」も、そういったインチキな反民主主義的な「手口」で、実現したいものと語っているのだから。日本語も、よく使えないことで有名なこの男が、ドイツ（ナチス）の具体的歴史的事実についてまったく無知なのは驚くにあたらない。しかしナチスが謀略と暴力の「手口」で権力を手にしたことについては十二分に認識していたのだ。彼にとってはその「手口」をこそ、まねることが大切だったのだから。もちろんこの「手口」の延長線上にユダヤ人大虐殺がうみだされたことについては、まさか知らなかったわけではあるまい。

批判の声が、海外で大きくなり、麻生は八月一日、「撤回」。その時のコメントはこうだ。

「七月二十九日の国会基本問題研究所月例研究会における私のナチス政権に関する発言が、私の真意と異なり、誤解を招いたことは遺憾である。／私は憲法改正については、落ち着いて議論することが極めて重要であると考えている。

この点を強調する趣旨で、同研究所においては、喧騒けんそうにまぎれて十分な国民的理解及び議論のないまま進んでしまった悪しき例として、ナチス政権下のワイマール憲法に係る経緯をあげたところである。私がナチス及びワイマール憲法に係る経緯について、きわめて否定的にとらえていることは、私の発言全体から明らかである。ただし、この例示が、誤解を招く結果となったので、ナチス政権を例示としてあげたことは撤回したい。」

海外からの批判の声の大きさに驚いてつくりだした、とてつもなくインチキな真実が一つもない「撤回」宣言である。誰も「誤解」などしていない。できるだけ暴力的で謀略的な悪しき「手口」が「気付かれ」ないように、うまく「改憲」しようという、ナチスの手口を「極めて肯定的にとらえて」の発言であることは「発言全体から」トコトン「明らかである」。「ナチス政権」の「例示」は撤回できるようなるものではない。これはその意味で「失言」などではないのだ。

八月二日の『朝日新聞』の社説（「麻生の発言」）のタイトルは「立憲主義への無理解だ」。そこでは、「麻生はきのう、『誤解を招く結果となった』と発言を撤回した。だが、明確に謝罪はしていないし、発言の核心部分の説明は避けたままである」。

「欧米では、ナチスを肯定するような閣僚の発言は即刻、進退問題につながる。麻生氏は首相や外相を歴任し、いま

は副総理を兼ねる安倍政権の重鎮だ。その発言によって、侵略や大虐殺の歴史を忘れず、乗り越えようとしてきた人々を傷つけ、これに対する日本人の姿勢について大きな誤解を世界に与えた責任は、極めて大きい。

「大きな誤解」なのだろうか。安倍—麻生自民党政権は戦後のデモクラシーを全否定し、「侵略や大虐殺」の体制（ナチスと同盟をくんだ、天皇制ファシズム）の時代への、あらゆるさまざまな郷愁を政治的に表明している政権である。いつてみれば日本に誕生したネオ・ナチ政権ではないか。それの本音がストレートに表明されたのが、今回の麻生「ナチスに学べ」発言である。そして、多くの日本人は、この政権を支持しているのだ。残念ながら、「日本人」については「誤解」ではなく「正解」なのである。この恐ろしい現実から眼をそらして、私たちは、こうした「社説」のように麻生「ナチスに学べ」発言を論評すべきではないのだ。

この「社説」は、このようにも論じている。

「当時のドイツでは、ワイマール憲法に定める大統領緊急令の乱発が議会の無力化とナチスの独裁を招き、数々の惨禍につながった。こうした立憲主義の骨抜きを歴史を理解していれば、憲法論でナチスを軽々しく引き合いに出すことなど、できるはずがない。／自民党は憲法改正草案をまとめ、実現に動こうとしている。だが、議論にあたっては、歴史や立憲主義への正しい認識を土台にすることが大前提だ。」

麻生副総理は反立憲主義者（ウルトラな国家主義者）だから、憲法論で「ナチス」を「軽々しく引き合いに出した」のではないのか。安倍—麻生自民党政権が提示している「憲法改正草案」を一見見れば、彼らが立憲主義を無視し、かつての植民地支配や侵略戦争への反省など、まったくしていないことは、明白ではないか。

それは「前文」の戦争への反省は、全文削除された「案」であり、現人神・主権者天皇（天皇制ファシズム時代）はまるごと復活していないものの、天皇は「元首化」されている。そして天皇の軍隊の旗「日の丸」と天皇家よ永遠にと歌われている「君が代」は、国旗・国歌と明記され、それらの尊重を「国民」に義務付けており、「元号」（天皇の時間）を生きたることも、憲法で強制している。さらに「外交」儀礼などの天皇のさまざまな政治儀礼は、「国事行為」の枠を超えて、フルにできるように規定されている。まさに神聖なる天皇中心の国家への公然たる「復活」案だ。九条の非武装規定を「国防軍」づくりに変え、それに「人権」を停止する「緊急事態」（九八条）体制づくりが全面的にプラスされているではないか（ここは「ナチス」によく学んでいる）。立憲主義の「骨抜き」という思想は、この「修正案」全体を流れているではないか（それは「公益と公の秩序」が許す範囲での「人権」規定への転換、主語の「国民」から「国家」への転換にも象徴されている）。

麻生「ナチスに学べ」発言は、自民党の改憲草案の内容

と、まったくマッチしているのだ。このことを正面から問題に、なぜしないのか。

② 立憲主義と「壊憲」草案

私があえて「壊憲」という言葉を使いだしたのは、任期中に明文改憲すると公言した第一次安倍政権の成立の時点（二〇〇六年）のころだったと思う。私の頭の中にあっただけのは、元自民党議員、元東京都知事、現在「維新の会」代表の石原慎太郎の、「占領憲法」である現憲法など憲法改正手続にそった「改正」など不要、国会での「廃案」決議で十分という、一方の暴論である。そして、平和（人権）の基本原則を破壊する自民党の「改正」プランは、事実上、「改正」という手続をベールにした「廃棄」Ⅱ（クーデター）で、本当のところは石原の主張と同じであるという判断であった。

そして、安倍政権が加速している「集団的自衛権」行使も合憲と言う政府解釈を無理やりデッチ上げようという「解釈改憲」への暴走をも、ふまえて「壊憲」あるいは「破壊」状況とネーミングして問題を論じたのである。だから、私は、安倍首相の再登場の局面で、憲法学者水島朝穂が、一方に「自由民主党『日本国憲法改正草案』」なるものをひっさげて、他方で「集団的自衛権容認」（「解釈改憲」）へ向けて「内閣法制局」の抵抗をしりぞけようという、安倍政権の反立憲主義ともいべき「壊憲」論との対決（護

憲VS改憲ではなく立憲主義VS反立憲主義という対抗軸を押しだすこと）を呼びかけた「壊憲」にどう対抗するか——改めて問われている立憲主義の意味」（『世界』二〇一三年三月号）に強く共感した。そこで水島は、このようにも論じていた。

「しかし、こうした本質的な議論や、改憲・『壊憲』への批判的言説は、まだ多く現われていない。『壊憲』論のような異論への批判が弱くなっている背景には、『制定から時間が経ったので憲法を変えてもいいのではないか』といった没論理的な主張に見られるような知的世界の荒廃がある。／知的中間層の減少にともなう批判的言説の衰退は、メディアにおいてとりわけ顕著である。自民党の劣化と同じく、戦争体験や社会運動の契機を持っていた世代が現役でなくなり、メディアにおいても暗黙知が継承されず、アメリカの影響を強く受けたエリート層が、日本の『国益』のためにアメリカを怒らせないことだと半ば公然とメディア内部で主張するような状況にある。あらためて歴史を振り返るべきであろう。かつての戦争は軍部のみが強力に推進していたわけではない。戦意高揚を煽ったのはメディアと『帝國的市民』自身であった」。

私（たち）の「反改憲運動」も、安倍の再登場という状況をふまえ、「立憲主義」を否定する安倍政権「壊憲」への正面からの対決をこそ、あらためて呼びかけて、スタトした。

ところが、衆議院選挙で、国政で大躍進した、橋下徹・石原慎太郎（共同代表）が率いる「日本維新の会」のまず九六条の憲法改正規定をゆるく変えてしまうことから、改憲政策をスタートさせようという呼びかけに乗った、安倍のまず九六条を変えてという主張。このまず「ルール」を変えてしまつて、改憲をしやすくしてしまおう、というあまりにセコイ「手口」。それを正当化するための、戦後憲法は特別に「手続き」が「硬性」（きつ）といふデマゴギーの「手口」がハッキリと示す、反立憲主義感覚（支配者を縛るための憲法の改正手続が法律より、厳格なのは近代立憲主義の精神からしてあたりまえなのに！）。これが少なからぬ人びとの怒りを組織し、日本弁護士連合会が九六条改定反対の声明を発し、「立憲主義にかかわる問題」として九六条「改正」に反対する多くの憲法学者や政治学者たちが「九六条の会」をつくり、反対声明運動が展開された。さらに「改憲」アドバイザーと思われていた改憲派の憲法学者小林節までもが「九六条改正」は「憲法破壊」だという大きな声を揚げ出し、自民党の中にも反対論が公然化する事態が、安倍自民党の圧勝の予想されていた参議院選挙の直前に、一瞬にしてつくりだされたのである。「自民党憲法改正草案」批判として緊急出版された書籍も、近代憲法に共通する原則的理念である「立憲主義」破壊の「草案」である点に批判は明示的に集中されている。その「草案」は、近代の「憲法」なるものが、そもそも何のために、ど

のようにつくられたのかという基本的問題について、まったく考えたことのない、特権的ポストにふんざりかえっている権力者（政治家・官僚）たちの作文にすぎない。こういういたる所にも、なまじくハレンチな実態が露呈し、それがいたるところで、やつと問題にされはじめたのである「1」。

もつともポピュラーな憲法学者のテキストの立憲主義の説明をここで引いておこう。芦部信喜の『憲法』（岩波書店・一九九三年）である。

「立憲の意味の憲法の淵源は、思想史的には、中世にさかのぼる。中世においては、国王が絶対的な権力を保持し臣民を支配したが、国王といえども従わなければならない高次元の法（higher law）があると考えられ、根本法（fundamental law）とも呼ばれた。この根本法の観念が近代立憲主義へとひきつがれるのである。／もつとも、中世の根本法が、貴族特権の擁護を内容とする封建的性格の強いものであり、それが広く国民の権利・自由の保障とするための統治の基本原則とする近代的な憲法へ発展するためにはロック（John Locke, 1632-1704）やルソー（Jean-Jacques Rousseau, 1712-78）の思想によって新たに基礎づけられる必要があった。この思想によれば①人間は生まれながらにして自由かつ平等であり、生来の権利（自然権）をもつている、②その権利を確実なものとするために社会契約（social contract）を結び、政府に権力の行使

を委任する。そして③政治が権力を恣意的に行使して人民の権利を不当に制限する場合には、人民は政府に抵抗する権利を有する。／このような思想に支えられて、一七七六年から八九年にかけてのアメリカ諸州の憲法、一七八八年のアメリカ合衆国憲法、一七八九年のフランス人権宣言、九一年のフランス第一共和政憲法などが制定された。／立憲的憲法は、その形式の面では成文法であり、その性質に置いては硬生（通常の法律よりも難しい手続によらなければ改正できないこと）であるのが普通であるが、それはなぜであろうか。（一）成文憲法 まず、立憲的憲法が成分の形式をとる理由としては、成文法は慣習法に優るといって近代合理主義、すなわち、国家の根本制度についての定めは文章化しておくべきであるという思想を挙げることでもできるが、最も重要なのは近代自然法学の説いた社会契約説である。それによれば、国家は自由な国民の社会契約によって組織され、その社会契約を具体化したものが根本契約たる憲法であるから、契約である以上それは文書の形にすることが必要であり、望ましいとされたのである。／（二）硬生憲法 また、立憲的憲法が硬生であることの理由も、近代自然法学の主張した自然権および社会契約を具体化する根本契約であり、国民の不可侵の自然権を保障するものであるから、憲法によってつくられた憲法である立法権は根本法たる憲法を改正する資格をもつことはできず（それは国民のみに許される）、立法権は憲法に拘束される。し

たがって憲法の改正は特別の手続によって行わなければならない、と考えられたのである」（傍点引用者）。

ここで、ふれられている憲法を基礎づける「自然権」「生来の憲法」という観念について、自民党の『日本国憲法改正草案Q&A』は、以下のように論じ、公然と否定している。「……人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました」。

このくだりは、公然たる立憲主義の否定宣言である。

『朝日新聞』六月一七日（夕刊）には、以下のような記事が出た。

「ポーランドを訪問した安倍晋三首相は一六日夜（日本時間一七日未明）、自民党が参院選公約最終案に盛り込んだ憲法改正案の発議要件を過半数に引き下げる憲法九六条改正について『平和主義、基本的人権、国民主権は（現行の）三分の二（以上）に据え置くことも含めて議論していく』と記者団に述べた。条文ごとに発議要件に差をつける可能性を示したものだ」。

これは「九六条改正」突破口に象徴されるあまりに露骨な反立憲主義者ぶりへの（そのエゲつない「手口」への）、大いなる反撃に、安倍が一瞬グラついた事実を、表現して

いると読むべきだろう。

③ 靖国神社（参拝）・「二六条」問題

敗戦後六八回目の「八・一五」が目前の今、あらためて、首相・閣僚・議員らの、天皇の侵略神社「靖国」への参拝をめぐる問題が、マスコミの大きな話題になっている。麻生の発言も改憲問題であると同時に「靖国」参拝問題であった。反対論は、「狂騒」、静かにしろ、というが、麻生の本音という発言であった。

この間、テレビで、その麻生も安倍も、参拝しないということを中国の政治権力者たちに「非公式」につたえている、という報道が流れている。行かないのはあたりまえだが、この間、参拝できなかったのは「痛恨の窮み」とまで発言していた安倍の、この態度は、なんだ。本音かくして「右顧左眄」、この政治屋の「手口」、本当にウンザリだ。

八月三日の『朝日新聞』にはこうあった。

「安倍政権の稲田朋美行革相が、一五日の終戦記念日に靖国神社に参拝する意向を固めた。自身が所属する議員グループ『伝統と創造の会』の一員として参拝する。現職閣僚が一五日に靖国参拝することが明らかになるのは初めて。／稲田氏は終戦記念日の参拝について一日、首相官邸に打診し、了承を得た。首相は先月二日、『各官僚はそれぞれ信念の中で判断してほしい』と述べ、閣僚の靖国参拝を制限しない方針を表明していた。／安倍政権の閣僚をめぐって

ぐって、今年四月、春季例大祭の前後に、稲田氏や麻生太郎副総理ら四閣僚が靖国神社に参拝した」。

ナチスと同盟を組んだ植民地支配や侵略戦争は「正当」という歴史観で成立している安倍政権が、「靖国」参拝「アタリマエ」が本音であるとは、いままさら驚くべきことではあるまい。

戦後の憲法二〇条は、政教分離の原則をかけた、人びとの「信教の自由」を権利づけている。これは、大日本帝国憲法下の国家神道（天皇絶対教）による「信教の自由」をメチャクチャにした歴史への反省にもとづくものはずである。ところが自民党の「改正草案」は、ここ「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」という「政教分離」原則の例外を明記し、それが「ザル」の理念であるようにしようとしているのだ。それは、厳密な意味では宗教でない（非宗教的「社会的儀礼」〔習俗〕だ）として、首相ら政治家の参拝を「台憲化」しようという意図によるものであることは明白である。

安倍らには「参拝」が許されざる「違憲」の行為であるという自覚があるから、こういう「草案」がつくられているわけである。ヒドすぎる話ではないか〔2〕。

こうした、インチキなスルーの論理は、一九七八年七月の「津の鎮魂祭」についての最高裁での逆転判決がヒントになっている。

〈国家と宗教とのかわりあいを全く許さないわけでは

なく、宗教とかかわる行為の目的と効果にかんがみ、限度を超えなければよし」とした、いわゆる「目的効果説」である。単なる習俗（社会的儀礼）で宗教性がないと強弁すれば、問題あるまいというロジックである。これは一九八五年八月一日に時の首相、中曽根康弘が、自分の参拝を「合憲」と政治演出するために作り出した「閣僚の靖国神社参拝に関する懇談会」の結論（多数派）が採用した論理でもあった。

「政教分離」の原則は言葉としてはそのまま、実質的には骨抜きにしてしまおうという、いやらしい「手口」。自民党が長く伝統化してきた「手口」の完成が、再生した「安倍・麻生」政権によって目指されているのである。それは「前文」で「天皇を戴く国家」と「元首」天皇を神聖化しながら、国民主権の象徴天皇制という戦後憲法のタテマエの言葉には手をつけないという欺瞞的「手口」とみごとに対応している。

彼ら（安倍「改憲」政権）は、ナチスの政治的「手口」についてはすでに十分学んでいるのだ。

【注】

〔1〕「九六条の会」（代表樋口陽二）については『世界』（二〇一三年七月号）の「権力者の改憲論を警戒せよ」（水島朝穂と小林節の対談）にプラスされている「呼び掛け文」参照。ついでに、ここに収められた斉藤貴男の「改憲潮流2013（上）」

と国分高史の「永田町に息づく憲法改正の通奏低音」で、こうした批判の声のエスカレーションの具体的プロセスは、よく読める。

ここでは、元自民党幹事長の古賀誠の『毎日新聞』（六月一二日）での明快なる反対論を具体的に示しておこう。

「九六条に定める『各議員の総議員の三分の二以上の賛成』という改正手続きのハードルを下げることに反対です。確かに社会が変われば新しい身の丈の憲法が必要になって来る。国会議員に限らず常日ごろから幅広く議論しておくべき問題です。ただ、現行憲法に流れる平和主義・主権在民・基本的人権という原則をど真ん中に置いた議論であるべきです。手続きを変えるのは筋違いで絶対に認められません。」

〔2〕実は、神道の非宗教化（という位置づけ）による国家宗教化こそが「国家神道」の歴史であった。戦後の「靖国神社」（その国有化プランなど）をめぐることは、ある意味で、あらためて「非宗教」化という論理が復活してきているのだ。この日本近代の天皇と神道と国家をめぐる歴史については、『検証国家儀礼 1945～1990』（戸村政博・土方美雄・野毛一起（作品社・一九九〇年））の戸村論文（「靖国問題の（非宗教化）と（宗教化）」）がわかりやすい。

（あまの やすかず／本誌編集委員）